

令和7年度

# 施政方針

令和7年3月

嘉手納町長 當山 宏

# 目 次

1.	令和7年度 町政運営に向けて……………	1
2.	基地問題……………	5
3.	安全・安心で住みよいまちづくり……………	9
4.	活力に満ちた賑わいのあるまちづくり……………	13
5.	生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり……………	16
6.	地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり…	22
7.	執行体制と行財政の運営等……………	29

## 令和7年度 町政運営に向けて

本日ここに、嘉手納町議会令和7年3月定例会が開会の運びとなりました。今議会は、去る1月19日の町議会議員選挙において当選された第20期の議員の皆様による最初の定例会であります。議員各位のこの度のご当選を心からお喜び申し上げますとともに、今後におけるご活躍をご期待申し上げます。

今定例会においては、一般会計予算をはじめ水道事業会計予算、下水道事業会計予算、国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算のほか、行財政運営に関する諸議案等を提出しております。その審議に先立ち、これまでのまちづくり等に関する主な取り組みと令和7年度における私の町政運営の基本方針、そして主要な施策の概要等について申し上げ、議員諸賢のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、3年余に及んだコロナ禍も昨年来落ち着いてきており、それに伴い県内の景気も拡大基調にあります。その一方で、物価の高騰が依然として続いており、地域の経済や町民生活に影響を及ぼしております。このため、令和6年度も前年度に続いて「20%のプレミアム付き商品券事業」を実施するとともに、一世帯当たり5千円相当の商品券を届ける「生活支援事業」にも取り組んでまいりました。令和

7年度も地域経済の動向等を注視しながら対処してまいり所存であります。

また昨年は、本島北部において豪雨災害が発生し、住宅や生活インフラ等に大きな被害をもたらしました。大雨による県内での災害の発生に衝撃を受けるとともに、改めて、こうした災害への備えの重要性を再認識させられた次第であります。本町においては、被災地の一日も早い復旧・復興を願い支援するため、被害の大きかった北部3村に対し義援金の贈呈を行っております。

ところで、本町におきましては、これまで計画的に諸施策や事業を実施してきており、令和6年度においてもハード、ソフトの各種事業を推進してまいりました。

本町の人口減少問題に対処するため取り組んでいる「定住促進事業」については、同事業を構成する「新築住宅等取得補助金」「建物除却補助金」「定住促進奨励金」の3種の補助を行い、町内への住宅建設の促進を図ってまいりました。また、「住宅リフォーム支援事業」については、令和6年度からその内容を拡充し、事業の対象に「空き家」や「アパート」を加えたほか、新規事業として老朽住宅の除却を促進することを目的に「住宅除却支援補助金」の制度を設けました。こうした取り組みが住宅不足や住環境の改善に寄与することを期待

しております。

嘉手納2番地地区を対象とする密集市街地整備事業については、地区内の防災道路の整備に向けて物件補償に取り組んでまいりました。引き続き同事業の推進を図ります。

「嘉手納飛行場等周辺まちづくり支援事業」として取り組んでいる「嘉手納野球場整備事業」は、全面人工芝の施設を計画し建設工事を推進しており、令和6年度で工事を完了し、令和7年度から供用を開始いたします。また、並行して進めている「兼久体育館建替事業」についても、令和6年度から建設工事に着手しております。

老朽化した住宅の建替えに向けて令和5年度から工事に取り組んでいる「水釜第二町営住宅建替事業」は、令和7年度の完成を目指してこれまで鋭意工事の推進を図ってきております。同事業が完了いたしますと26戸の戸数の増加が図られるとともに、津波への対応機能を備えた10階建ての住宅が町民に供用されることとなります。

公共交通の安定的な運行及び町民の移動手段の確保に向けては、これまで「タクシー運行継続支援給付金」を支給し事業者の支援を図ったほか、「高齢者外出支援タクシー料金助成事業」を継続してまいりました。今後においても町民の移動手段の充実にに向けて取り組みます。

廃棄物の減量化については、町独自に不用品の販売や譲渡等を行う「ジモティー」を活用した取り組み等が行われ成果を上げてきており、引き続き更なる減量化を進めます。

観光振興については、本町への誘客を図るため、これまで観光協会による「観光プロモーション事業」が取り組まれており、「道の駅かでな」を訪れる修学旅行の団体も増加しております。今後とも町全体への観光の波及に向けて、観光協会と連携しながら取り組んでまいります。

特産品の開発に向けては、限られた農地面積でも高収益等が見込める「糖度の高いパインアップル」に着目し令和6年度から町内農家への栽培技術の指導に取り組んでおります。

保育行政は、令和6年度に私立認可保育所1カ所の新設を図るなど、利用定員の拡充に取り組んだ結果、4月入所においては懸案であった待機児童ゼロを達成することができました。

子育てしやすいまちづくりの推進に向けては、令和6年度から第2子目の児童の保育料を無償化したほか、保育所、認定こども園等における給食の副食費の無償化も行っております。加えて、小学校、中学校、高校への入学に際し、入学祝金の支給も実施したところであります。

また、公立幼稚園園児に係る給食費、副食費については、令和6年度から無償化を行い保護者負担の軽減を図っております。

以上が令和6年度において取り組んできた主要な事業であります。

令和7年度はこれまでの成果を踏まえ、引き続き町民福祉の増進と町の発展に向けて「公共施設の整備」や「住宅対策の拡充」「教育・福祉の向上」「人材育成・文化の振興」「基地問題への対応」「地域産業・商店街の活性化」等に取り組めます。

また、令和7年度においても、引き続き「活力に満ちた、人に優しいまちづくり」「文化の薫るまちづくり」を目指すとともに「公平公正」「町民本位」「改革刷新」を基本姿勢にまちづくりを推進してまいります。

こうした考え方の下で、令和7年度において取り組む主な施策の概要等は次のとおりであります。

## 基地問題

基地問題について申し上げます。

戦後80年を迎えた今日、本町を取り巻く基地問題はいまだ厳しい状況が続いております。

令和6年4月に、嘉手納飛行場内の工事現場において不発弾が発

見されました。その危険性から、米軍から第一報を受けた翌日に不発弾処理が実施されることになり、処理現場近傍における交通規制や住民避難・屋内退避のほか、国道58号の通行止めや路線バスのルート変更が行われました。本事案については、これら職員総出の緊急対応及び関係機関との連携に加え、住民の皆様の多大なるご協力により大過無く処理するに至りました。

また、令和6年度には、前年度の米空軍MQ-9の配備に引き続き、米海軍MQ-4の一時展開や米海兵隊MQ-9の配備といった無人偵察機の運用強化がなされているほか、屋久島沖墜落事故後も運用停止や飛行の一時見合わせを繰り返しているCV-22オスプレイの飛来や度重なるパラシュート降下訓練の実施など、本町が求める基地負担の大幅な軽減に逆行する運用がなされており、町独自及び三連協として強く抗議してきたところであります。

広大な米軍基地を抱える本町においては、基地から派生する事故やトラブル等が依然として後を絶たない状況にあります。令和6年度においても、嘉手納飛行場における航空機整備後の燃料流出事故や軍用車両による嘉手納小学校正門前への誤進入などの問題が発生しました。こうした諸問題の発生は、町民の安全な生活を脅かすものであり決して容認できるものではありません。また、嘉手納基地に所

属する米軍人による誘拐及び不同意性交等事件や酒気帯び運転などの事件、事故も相次ぎました。三連協としてはこうした問題に抗議すると同時に再発防止の徹底を強く求めてきたところであります。

嘉手納基地から派生する航空機騒音も、依然として町民に深刻な被害を及ぼしております。令和6年度は、所属機の訓練に加えて外来機の飛来が多数確認された中、F-15戦闘機の退役に伴い巡回配備されたF-35戦闘機等を含む各種航空機による居住地上空飛行や深夜早朝の離着陸が確認されており、耐えがたい騒音被害を町民に与え続けております。本町では、地域住民への影響を最小限にするための措置を講じることや航空機騒音規制措置の遵守等について、町独自及び三連協として強く要請してきたところであります。

また、令和3年4月に終了する見込みとなっていた通称「パパーループ」の使用については、HH-60ヘリコプター等、当初想定されていた航空機以外の機種による使用が続いており、深夜早朝に及ぶ騒音が近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼしております。本町では、こうした航空機の運用に伴い発せられる騒音の大幅な軽減や、パパーループの使用の早期中止について、関係機関に対し引き続きその実現を求めてまいります。

航空機の排気ガスの悪臭問題は、航空機騒音と並んで本町の大き

な問題の一つであります。このため、悪臭の発生源としての可能性が高いE-3早期警戒管制機について、早期の機種変更を行うなど、有効な対策を講じるよう日米関係機関に対し強く要請してきたところであり、引き続き解決に向けて力を尽くしてまいります。

防音対策事業につきましては、告示後に建築された住宅や店舗、事務所等への防音工事の適用拡大をはじめ、防音住宅にお住まいの方に対する空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠拡大等の実施について、国に対し長年にわたり要請してきました。これらの事案については今後も引き続き要請してまいります。また、令和4年度から、特に騒音が激しい第二種区域において国の防音工事を実施した住宅にお住まいの方に対する空調機器稼働費の補助を行っており、令和7年度も引き続き実施いたします。

防錆整備格納庫建設計画については、国が施設の必要性や安全性等を確認し、日米協議の結果として同施設を「パパーループ内に建設せざるを得ない」とする結論に至っております。このことを踏まえ、同施設の安全確保対策については、万が一にも事故等が発生することがないように、国及び米軍において、日米で確認された諸事項を遵守するなど万全な措置を確実にかつ継続的に講じるよう強く要請してきたところであります。これからも引き続き安全対策の徹底を求めて

まいります。

米軍基地から派生する各種の問題については、今後とも町独自に、そして三連協としてその解決に向けて取り組んでまいります。

## 安全・安心で住みよいまちづくり

安全・安心で住みよいまちづくりについて申し上げます。

本町の抱える人口減少問題の解決に取り組むため、新たな人口増加策として、子育て世帯が安心して暮らせる住環境を整備することで、地域の人口増加を図ることを目的に、PFI事業による、効率的かつ質の高い「子育て支援住宅」の建設を検討します。そのことにより、地域の魅力を向上させるとともに、若い世代の定住促進を図り、地域の持続可能な発展とコミュニティの活性化を実現することを目指します。

「定住促進事業」については、令和7年度から「定住促進奨励金」を廃止し、それに伴い「新築住宅等取得補助金」の補助金上限額を拡充することで、町内における新築住宅の建設促進を図ります。

国土交通省が「地震時等において著しく危険な密集市街地」として公表した字嘉手納2番地地区については、平成29年2月に同地

区まちづくり協議会から町に提出された事業推進の要望書を踏まえて「密集市街地整備事業」に取り組んでおります。これまで地区内住環境の改善に向けて、権利者等への個別ヒアリングを順次進めてきており、令和7年度においては、令和6年度に引き続き、まちづくり協議会の皆様とも連携を図りながら、道路整備により移転の対象となる皆様の物件補償と移転措置の業務に取り組むとともに、町道103号線整備工事に着手し、令和8年度完成を目指します。

町内で増加傾向にある空き家については、その実態を調査し適正管理や利活用の促進を図るための対策計画を策定します。

「水釜第二町営住宅」の建て替え事業については、令和7年度中の完成に向けて取り組んでまいります。

「屋良土地区画整理事業」は、権利関係者の協力のおかげで令和6年度に清算業務を完了しております。令和7年度は記念誌の作成に取り組めます。

「嘉手納飛行場等周辺まちづくり支援事業」として取り組んでいる「兼久体育館建替事業」は、令和7年度完了を目指し、事業の進捗を図ります。「屋良城跡公園」については、令和6年度に引き続き埋蔵文化財予備調査を実施いたします。

「嘉手納野球場周辺等整備事業」については、令和5年度から、

沖縄振興特定事業推進費市町村補助金を活用し、キャンプ誘致促進を図るため、これまでサブグラウンド等の規模や配置の検討を行ってまいりました。令和7年度においては、基本設計を実施し、本事業を推進いたします。

「兼久海浜公園リニューアル事業」は、令和6年度に実施設計業務を完了し、兼久体育館建替完了後の建設工事開始に向け、円滑な事業推進に努めます。また、町内の老朽化した遊具については、安全性の確保及び利便性の向上を図るため再整備を予定しており、令和6年度は、ふれあいパーク及び水釜街区公園において、遊具選定等の設計業務を完了しております。令和7年度には「水釜街区公園整備工事」の完了、令和8年度には「ふれあいパーク整備工事」の完了を目指し事業の進捗を図ってまいります。

道路整備は、生活の基盤である町道の改良工事などを計画的に進め、都市機能の向上と快適で安全なまちづくりを目指します。

公共下水道事業は、快適な生活環境や河川等の水質保全を図るため、今後とも老朽化した管路の更新に取り組みます。また、町内の下水道未接続世帯の解消に向けて、公共下水道への接続促進に取り組みます。

水道事業においては、安全で安心して飲める水道水の供給を維持

するために、配水管や配水設備等の老朽化対策や災害に強い強靱な水道施設への更新を図ります。

比謝川及び町内に点在する湧水等の有機フッ素化合物による汚染問題に関しましては、国の設置した「P F A Sに対する総合戦略検討専門家会議」の動向を注視し、沖縄県の実施する地下水の水質モニタリング調査などの状況確認、町独自による解決方法の調査研究を実施してまいります。

地球温暖化対策については、令和6年度に策定した地球温暖化防止実行計画（区域施策編）に基づき、公共施設の脱炭素化の実施を中心に、住宅や事業所を対象とした脱炭素の取組を検討してまいります。

ごみ行政におきましては、これまでの取り組みにより廃棄物の減量化が少しずつ進んでまいりました。これは、町民や町内事業者等の4 R運動に対するご理解とご協力あつての成果であります。更なる減量化を目指し、再資源化が容易な資源ごみを対象に、登録いただいた資源ごみ集団回収団体に対して、再資源化量に応じて報奨金を交付する制度を実施してまいります。

また、町内において環境美化活動に取り組んで頂ける個人や事業者及び団体等に対し、ごみ袋の提供や回収などの支援を実施します。

野良犬や野良猫対策などの地域の環境保全については、殺処分ゼロを目指し、これまで町民への適正飼養の意識啓発、町の独自予算及びNPO法人動物基金の協力による野良猫の避妊治療（TNR活動）を実施してまいりました。また、令和6年度から野犬が捕獲された場合には町のホームページに掲載し、保護先の確保や飼い主の特定に努めております。

公共交通については、地域公共交通計画策定に向けた基礎調査を実施し、本町の公共交通のあり方について方向性・方針の検討を進めてまいります。

## 活気に満ちた賑わいのあるまちづくり

活気に満ちた賑わいのあるまちづくりについては、中心商店街の活性化をはじめ、商工業、観光業、農水産業の振興に向け取り組んでまいりました。

商工業の振興については、商工会や商工事業者との連携を図り、各種の活性化事業に取り組んできております。引き続き嘉手納町商工会と連携しながら積極的に実施してまいります。

「プレミアム付き野國總管商品券事業」は、物価高騰の影響を受けている町民や事業者の支援として令和7年度においても、20%

のプレミアム付き商品券の販売を実施いたします。

「かでな元気プロジェクト事業」については、事業者の経営力向上及び販路開拓の支援を目的とした「やる気支援事業」、町内における創業者の支援を行う「事業者立地支援事業」、既存商工業者の魅力を発信し、集客への取り組みを図る「情報発信支援事業」等を継続実施いたします。また、事業全体のブラッシュアップを図り有効な施策を推進してまいります。

観光振興に向けては、嘉手納町の観光資源を町内外へ効果的にPRするため、令和7年度においても引き続き観光プロモーション事業において観光協会と連携しながら本町の観光振興に取り組み、令和6年度に策定した第3次嘉手納町観光振興基本計画を基に「町民」、「観光客」、「事業者」の「共創」によるまちづくり観光を推進し、体験型・滞在型の観光地として、観光客の滞在時間の延伸及び客単価の増加等による経済の活性化を図ってまいります。

各種イベントにつきましては、令和7年は、嘉手納町の先達・野國總管が甘藷を我が国に導入して420年の記念すべき節目の年にあたることから、記念事業として「野國總管まんが制作」や「野國總管甘藷功労賞授与式典及び基調講演・甘藷フォーラム」等の関連事業を実施いたします。

雇用対策については、令和7年度も引き続き就職支援活動総合窓口を設置し、専門の相談員によるアドバイスとサポートを行います。また、雇用情勢悪化への対策として実施している雇用促進資格取得支援事業を令和7年度も継続し、町民の雇用機会の拡大に努めます。

スポーツツーリズムについては本町の新たな観光資源として「スポーツを通じた地域活性化」を位置づけ、地域住民の健康増進やスポーツの技術向上、地域振興及び観光振興の促進又は交流人口の増加につながる取り組みを行うため、スポーツツーリズム推進協議会の設立に向けて取り組んでまいります。また、観光振興や本町の体育施設の有効活用を促進するため、キャンプ等の誘致活動を積極的に行ってまいります。

農業振興について、本町の農業は主に米軍基地内の黙認耕作地において営まれており、基幹作物であるさとうきびを中心に、きゅうり、とまと等の栽培が行われております。また、これまで継続実施してきた町独自の各種補助金制度等による農家支援に加え、新たにパインアップルの有望な品種を活用した特産品開発事業を展開することで、さらなる農業の発展を推進してまいります。

水産業振興について、町独自の各種補助金制度等による漁業従事

者への支援を継続実施し、漁業従事者の収益向上や後継者育成に繋がる施策の検討を漁業組合との対話を通して図ってまいります。

## 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり

第9期老人福祉計画及び沖縄県介護保険広域連合の第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で、心豊かに生きがいを持って過ごすことができるように、高齢者自身も地域とのつながりや担うべき役割を持つことで、地域でともに支え合い・見守る環境づくりを進めてまいります。また、令和7年度からスタートする第3次地域福祉推進計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）に基づき、町民の主体的な活動と地域福祉を支えるさまざまな担い手が連携・協働する仕組みづくりの充実を図り、すべての町民が安心して暮らせる環境の実現を目指します。

令和7年度は、福祉マイクロバスのリニューアルを行うとともに、総合福祉センターの駐車場等整備工事を行い、引き続き社会福祉の増進に資する活動拠点としての機能復旧を図ってまいります。

高齢者福祉については、嘉手納町認知症高齢者等見守り事業として、認知症見守りシールを配布することで、早期発見・保護の仕組みを整備し、認知症高齢者等の安全の確保及び介護者等への支援を図

ってまいります。

障害福祉については「障害者計画2022」及び「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、各種施策の推進に努めます。

また、障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、重度心身障害者児医療費等助成事業の継続実施や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実を図るとともに、支援体制の整備を推進してまいります。

児童福祉においては、新たな通園制度として、0歳6か月から満3歳未満の子どもが、就労要件等を問わずに月に一定の時間数まで時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を、令和7年度から実施してまいります。

子育て世帯の負担軽減を目的に、令和6年度から実施している同一世帯で保育所等を利用する2人目の子どもにかかる保育料の無償化事業及び保育にかかる3歳児以上の副食費無償化事業を引き続き実施し、子育てを支援してまいります。

保育の質の維持・向上を目的に、保育士等の人材確保に係る保育士確保対策事業等を継続して行い、私立保育所等の支援に取り組みます。また、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）においては、受け

入れ児童数の拡充に向け、学童クラブの新設等を検討するとともに、引き続き民間学童クラブ支援の充実を図ってまいります。

令和6年度から開始した小学校・中学校・高校へ入学する児童生徒の保護者に対する入学祝金の支給事業については、今後も、継続実施し、子育て世帯への経済的支援を図ります。

子どもの居場所づくりについては、西浜区コミュニティーセンターを活用した子どもの居場所「ウムウム倶楽部」を令和7年度も継続し、子ども達が地域の中で学びと遊びを体験できる機会を提供してまいります。

児童虐待の防止に関しては、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携し、子育てに困難を抱える家庭等からの相談に応じ、適切な支援につなぐことのできる体制づくりに取り組みます。

「支援対象児童等見守り強化事業」は、令和7年度も継続実施し、支援を必要とする家庭の見守りや状況把握に努め、虐待の未然防止を図ります。

また、貧困や不登校・引きこもり、ヤングケアラー等、困難を抱える子どもに対し、個々のニーズに合った支援を行う「要支援家庭寄り添い支援事業」を令和7年度も実施し、必要な支援を直接届ける体制を強化してまいります。

令和7年度から、妊娠期から子育て期にかけての様々な健診結果の記録や育児の記録、予防接種の管理が行える母子手帳アプリ「すくすく☆いもっち 母子モ」を本格稼働させ、必要な情報を必要なタイミングで発信してまいります。さらに妊娠届や来所予約も母子手帳アプリで行えるようデジタル化を推進し、支援体制の充実を図ります。

妊婦健康診査及び産婦健康診査の公費助成を継続し、多胎妊娠の妊婦に対しては、妊婦健康診査を追加で5回分の費用を継続して助成します。また乳児が受診する生後1か月児健康診査に係る費用についても継続して助成します。これらの健診結果をもとに、支援が必要な妊産婦に対して、妊産婦ヘルプサービスの実施や出産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を継続し、支援体制の充実に努めます。その他、子ども医療費助成事業、未熟児養育医療事務、低出生体重児・未熟児に対する訪問指導、子どもフッ化物塗布助成事業、新生児聴覚検査助成事業についても継続して取り組んでまいります。

令和7年度から新たな事業として、保険適用外となった不妊治療のうち、先進医療に告示された治療に対して治療費を助成する事業を開始いたします。

令和6年度から子ども家庭課内に設置された「こども家庭センター」では、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、個々の家庭に応じた包括的な支援を切れ目なく行うことにより、妊産婦支援及び子育てや子どもに関する相談支援体制の充実を図ります。また、相談事業と併せて実施してきた国の施策である出産・子育て応援給付金事業は「妊婦のための支援給付金事業」と名称を変更して実施いたします。

感染症の予防については、任意の予防接種であるおたふくかぜや高齢者肺炎球菌の予防接種費用を助成し、感染症の発病や重症化、まん延の予防に努めます。

健康増進事業では「健康・食育かでな21」に基づき、健康寿命延伸に向け健康づくりと食育の推進を図ります。また、高齢者の課題であるフレイル予防対策の一環として、沖縄県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け取り組んでいる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」についても推進してまいります。

町民の健康管理を推進するため人間ドック等助成、歯周疾患検診事業、がん検診についても継続実施いたします。また、生活習慣病をはじめ、さまざまな病気の早期発見・早期治療、発症及び重症化の予防を推進するため各種健診や保健指導の充実を図るとともに、

特に特定健診においては、地域と連携し受診率の向上に向け「週末健診」「ナイト健診」を実施いたします。

令和7年度からがんの治療による外見の変化を補完する補整具の購入費用を支援するための「アピアランスケア支援事業」、18歳から39歳までの若年がん患者の在宅療養生活を支援するための「若年がん患者在宅療養生活支援事業」を実施いたします。

国民健康保険事業につきましては、我が国の社会保障制度の中核として国民皆保険の重要な位置を占めており、町民の医療確保と健康保持に大きく貢献しております。財政状況につきましては、国保特別会計だけでは工面することができず、毎年赤字が発生し、これを補填するために一般会計から法定外繰入をせざるを得ない状況となっております。今後も安心して医療が受けられる体制を維持するため、医療費適正化等により歳出を抑えつつ、国・県からの交付金、国民健康保険税の適正課税、収納対策等による歳入の確保に取り組むとともに、引き続き沖縄県・他市町村と連携を図りながら沖縄県国民健康保険運営方針に基づき保険料（税）水準の統一に向けた取組を推進し、国民健康保険事業の財政安定化に努めます。

後期高齢者医療保険につきましては、保険料の均等割額を補助金として継続支給いたします。また、はり・きゅう等施術に対する補

助や健診結果説明会を引き続き実施いたします。

## 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり

教育行政においては、第5次嘉手納町総合計画後期基本計画における教育分野の個別計画「嘉手納町教育振興基本計画」を本町教育行政の基本方針とし、嘉手納町総合教育会議において協議等を深めることで、充実した教育行政を推進します。

幼稚園においては、遊びを通じた総合的な指導のもと、豊かな体験活動を通して、知識や技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性を育むことができるよう、園児一人ひとりの発達や特性に応じた教育に取り組みます。また、幼児教育と小学校への円滑な接続を図る観点から、子どもの育ちや学びの連続性を重視した切れ目のない教育課程の充実を図ります。

また、幼稚園給食費補助を継続し、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

小・中学校においては、持続可能な社会の創り手として、ふるさと嘉手納への誇りと自立心を備えた、未来の嘉手納を担う子どもの育成を目指します。そのために、人生100年時代を生きる社会人基礎力「前に踏み出す力（アクション）」「考え抜く力（シンキング）」

「チームで働く力（チームワーク）」を「かでな型学力」として定義づけ、その育成の充実に努めてまいります。

さらに、国のGIGAスクール構想に基づいた学校DXを推進し、効果的・効率的にICT機器を活用することで、多様な子どもたちに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るなど、教育活動の質の向上に努めます。また、生成AIやクラウド環境の活用を通して校務のDX化を図り、教師の働き方改革を進めてまいります。

グローバル社会で活躍できる人材育成として、「英語が話せる子どもたちの育成」を目指し、小・中学校9年間を見通した英語教育を充実させ、聞くこと、話すことなどのコミュニケーション能力の育成を図ります。

本町の英語教育の推進を図るため、すべての児童生徒に平等な英語検定の受検機会を提供するとともに検定料の補助を行います。また、小中学校における教材費については、これまで費用の一部助成を行ってきましたが、新年度からは費用の拡充を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

多様性への対応については、すべての子どもが国籍や人種、宗教、ジェンダー、障害の有無にかかわらず互いに学べるインクルーシブ

教育を推進します。

特別支援教育については、障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うため、一人ひとりの障害の状態などに応じたきめ細かい教育を行ってまいります。また、教職員研修等を通して、特別支援教育への理解と実践の充実に努めるとともに、特別支援教育支援員（教育サポーター）の活用などを図ります。

不登校や問題行動等、支援の必要な児童生徒や保護者の抱える課題の解決に向け、スクールソーシャルワーカーや生徒指導支援員を配置し、学校や関係機関との連携・協働により必要な支援につなげてまいります。

青少年センターにおいては、青少年健全育成の拠点として、学校・家庭・地域などの関係機関との連携を図り、青少年の健全育成に係る諸活動を実施します。また、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の定着、基本的な生活習慣の改善等のための相談・教育支援を行い、不登校児童生徒の社会的自立を促してまいります。

秋田県大館市との学習体験交流事業等については、令和5年度から令和7年度まで交流を継続し、大館市の教育施策や「秋田の探究型授業」などに学び、本町の教育施策の充実に図り、教師の授業改善、

児童生徒の学びに向かう力や意欲の向上を図るとともに、児童生徒の学力の向上を目指します。

嘉手納のヒト・コト・モノを教育材料として、嘉手納を知り、嘉手納を学び、嘉手納に貢献する「ふるさとキャリア教育」を実施し、児童生徒の社会性や自立心を育みます。

教育施設については、令和2年度に策定した嘉手納町学校施設等長寿命化計画に基づき、子どもたちが安全・安心に施設を利用できる教育環境の整備のために屋良小学校屋内運動場の屋上防水・外壁塗装等改修工事を実施します。

I C T機器の整備については、文部科学省が進める「G I G Aスクール構想」のG I G A第2期を見据え、高速大容量ネットワークの整備や端末の性能向上など、更なる学習環境の充実を図ってまいります。令和7年度におきましては、令和2年度に整備した機器について、耐用年数を考慮し、予備機を含め計画的に更新を進めてまいります。

社会教育については、地域住民の自主的な社会教育活動が円滑に行われるよう支援し、地域住民や社会のニーズに応じた様々な学習機会を提供いたします。

町の小学4年生から中学3年生までを対象に実施している「放課

後プログラミング講座」を継続実施し、児童生徒の論理的思考力や課題解決能力等の育成に努めてまいります。

中学生を対象にSTEAM（スチーム）教育講座を実施し、これからの社会で求められる「課題を自ら発見し、解決策を創出できる能力」を養い、先端技術を担う人材育成を行います。

「学校を核とした地域づくり」を目指し、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進します。放課後子ども教室については芸能教室を屋良地区に新たに設置します。

「かでなっ子ハローワーク事業」は、社会教育として取り組み、小学5年生から中学3年生までを対象に、町内の企業や行政、公的団体等の求人募集に子どもたちが自主的に参加し、各機関の仕事やイベント等の体験を通して社会の一員として自立し、自分らしく生きるために必要な能力や態度を育てます。

文化振興については、町文化協会をはじめ、関係団体との連携による文化・芸能発表の場の創出や様々な分野において町民が文化芸術に触れる機会を提供いたします。

また、楽しみながら文化芸術や社会教育を体験していただく「はいさい！いちやれば祭」を毎年開催いたします。文化公演（講演）については、多くの町民の皆さんが楽しんで参加いただける内容にて提供

してまいります。

その他文化芸術・スポーツ活動において優秀な成績を修めた個人又は団体の県外等派遣に関する補助金の交付により、町民の文化芸術・スポーツ活動を応援します。

人材育成会では、貸与事業として学資貸与及び入学準備金貸与への取り組みを継続し、学生生徒に対する就学の機会を確保してまいります。

また、ハワイ短期留学派遣事業及び鳥取県大山町との児童交流事業を実施し、嘉手納町の次代を担う人材の育成に努めるとともに、郷土への関心を高め、児童生徒の協調性、国際性等を育む環境を創出します。

社会体育では、スポーツ推進委員を中心に各種スポーツ教室、講習会、大会等を通して、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図り、地域及び社会体育団体と連携し、町民の健康の保持増進に努めます。

また、完成した新野球場については、町民の利用に供するとともに、同施設を活用し、プロ野球キャンプ、スポーツ合宿等の充実に努めます。

町民の家については、令和6年度において策定する嘉手納町町民の家リニューアル基本構想に基づき、令和7年度は、同基本計画の策

定を進めてまいります。

外語塾は、未来を担う若者に実践英語や情報処理を中心とした教育を実施します。優れた国際感覚や語学力、総合的なコミュニケーション能力を培い、社会貢献できる人材の育成を図ります。

中央公民館では、各種講座の開催により生涯学習の充実に寄与するとともにサークル活動等、町民が楽しく集い、語らい、学ぶことにより交流が図れる環境を提供してまいります。また、「文化振興施設機能向上事業」として、中央公民館大ホールの音響機器更新を行い設備機能の充実を図り、町民の諸活動、音楽による町の活性化を支える中小規模の催しを支援します。

文化財事業では、文化財の調査及び指定の推進、町指定文化財の保存・継承への支援を行います。また、町民が文化財を知る機会の充実に努めます。

町史編纂事業では「嘉手納町の沖縄戦資料保存事業」として、戦争の悲惨さや平和の大切さを後世に伝えていくため、戦争体験者が語る記録映像等の作成を行います。また、これまで嘉手納町が歩んできた歴史を次世代へ継承するため「嘉手納町史企画展パネル等制作事業」を実施します。

町立図書館は、生涯学習や情報の拠点として図書館資料及びサー

ビスの充実に努めます。また新たな閲覧コーナーの設置等、過ごしやす  
い読書環境の整備を図ります。

## 執行体制と行財政の運営等

防災行政については「地域防災計画」に基づき、引き続き災害に強  
いまちづくりを推進するため、防災情報システム及び防災行政無線  
等を活用し、町民への迅速かつ確実な防災情報の伝達に努めます。  
また、非常用食料等の計画的な備蓄整備を行うとともに、災害時に避  
難所となるコミュニティーセンター等においても、円滑な避難所運  
営ができるよう取り組みを行い、災害時における町民の安全・安心の  
確保に努めてまいります。

さらに「国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害等から町  
民の生命・財産を守り、地域への重大な被害を回避し、事前防災・減  
災と迅速な復旧復興に資する施策の推進に努めます。

地域住民の防災意識の啓発、自主防災組織の強化や避難訓練の実  
施等についても継続的に取り組むとともに、昨今の社会情勢に鑑み、  
嘉手納町国民保護計画の改訂に取り組んでまいります。

組織力の強化に向けては、複雑・多様化する住民ニーズに迅速かつ  
的確に対応し、質の高い行政サービスを確保できるよう、各種職員研

修の充実に努めるとともに、人材育成を目的とした人事交流を積極的に行ってまいります。

行政サービスにおける町民の利便性を向上させるとともに業務改善を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげて行くため、自治体業務をデジタル技術を使って改革する「自治体デジタルトランスフォーメーション（自治体DX）」を引き続き推進します。

令和7年度も、「自治体システムの標準化・共通化」に取り組むとともに、スマートホン等で申請等が行える「オンライン申請システム」を、より多くの申請業務で利用できるよう機能強化いたします。

来年、令和8年1月1日に嘉手納町は、町制施行50周年を迎えます。

この大きな節目に、これまで先人たちが築き上げてきた、まちづくり等を振り返り、未来につなげるため、令和8年2月に町制施行50周年記念式典及び祝賀会の開催を計画しております。また、翌令和8年度は、町制施行50周年を記念する年として位置づけ、各種の記念事業の実施を予定しており、令和7年度は同事業の検討及び準備を行うこととしております。

令和7年度の予算編成については、令和6年10月に定めた予算編成方針に基づき、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」や税制改正、地方財政対策等に留意しながら「第5次総合計画」実施計画に基づく新規施策、政策的経費及び継続実施している経費を始め、義務的経費を中心に編成作業を進めてまいりました。こうして編成された令和7年度一般会計予算案、水道事業会計予算案、下水道事業会計予算案、2特別会計予算案は次のとおりであります。

一般会計予算		15,602,744千円
水道事業会計予算	水道事業収益	384,332千円
	水道事業費用	410,151千円
	資本的収入	313,003千円
	資本的支出	448,577千円
下水道事業会計予算	下水道事業収益	337,159千円
	下水道事業費用	334,869千円
	資本的収入	277,641千円
	資本的支出	293,253千円
国民健康保険特別会計予算		1,919,197千円
後期高齢者医療特別会計予算		341,673千円

以上、令和7年度の町政運営にあたり、私の基本方針と主要な施策の概要等について申し上げてまいりました。社会経済情勢の急速な変化に的確に対応しつつ、更なる町政の発展と町民福祉の増進に向け全職員の総力を挙げて諸施策を遂行してまいります。

議員諸賢及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月4日  
嘉手納町長 當山 宏